

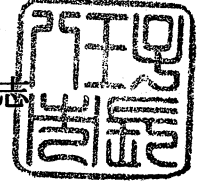
特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都八王子市四谷町1927番地2

氏名 株式会社ハチオウ
代表取締役 森 裕子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第6項 の許可を受けた者であることを証する。

八王子市長 石 森 孝 志



許可の年月日 平成27年11月26日

許可の有効年月日 平成34年11月25日

1 事業の範囲

(1) 業の区分: 処分 (中間処理)

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類

脱水: 特定有害産業廃棄物 (裏面別表1のうち汚泥に限る)

(以上1種類)

中和・無害化: 廃酸 (pH2.0以下のもの)、廃アルカリ (pH12.5以上のもの)、
特定有害産業廃棄物 (裏面別表1のうち、汚泥、廃酸、廃アルカリに限る)

(以上3種類)

焼却: 廃油 (揮発油類、灯油類、軽油類)、特定有害産業廃棄物 (裏面別表1のうち、汚泥、
廃油に限る)、感染性産業廃棄物

(以上3種類)

溶融: 特定有害産業廃棄物 (裏面別表1のうち、燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじんに限る)

(以上1種類)

不溶化: 特定有害産業廃棄物 (鉛またはその化合物、六価クロム化合物を含むことで有害な
燃え殻、汚泥、ばいじんに限る)

(以上1種類)

2 事業の用に供する施設 (詳細は裏面の通り)

所在地: 東京都八王子市四谷町1927番地2

3 許可の条件

- 中間処理は本市の承認を得た方法により行うこと。
- 作業時間は、原則として8時から17時までとする。(焼却は24時間)

4 許可の更新・変更の状況

平成 5年11月26日 新規許可
平成27年11月26日 更新許可 第4回

5 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面あり)

(裏面)

許可番号 第109-76-003177号

別表 産業廃棄物の種類：金属等を含む特定有害産業廃棄物

有害物質名 限定内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
	アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	ガドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二ジクロロエタン	一・一ジクロロエチレン	シス-一・二ジクロロエチレン	一・一・一トリクロロエタン	一・一・二トリクロロエタン	一・三ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一・四ジオキサン	ダイオキシン類
燃え殻			○	○		○	○																	○		
汚泥	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃油										○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		○	
廃酸	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
廃アルカリ	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
鉍さい	○	○	○	○		○	○																			
ばいじん	○	○	○	○		○	○																	○		
指定下水汚泥																										

【備考】・表中の「○」は取扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。

2 事業の用に供する施設

所在地 東京都八王子市四谷町1927番地2

施設面積： 892.40 m²

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	許可番号	設置年月日
					設置許可年月日
脱水	特定有害産業廃棄物 (別表1の1,4-ジ材料を除く汚泥に限る)	16.00 m ³ /日	-----	第90150号	昭和51年 4月 1日
		16.00 m ³ /日	-----		昭和58年 5月 6日
		2.0 m ³ /日	-----		
中和・無害化	廃酸、廃アルカリ、特定有害産業廃棄物(別表1の1,4-ジ材料を除く汚泥、廃酸、廃アルカリに限る)	-----	47.00(m ³ /日) (シアン化合物は1.0m ³ /日)	第90152号	昭和51年 4月 1日
					昭和58年 5月 6日
焼却	廃油、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物(別表1の廃油、汚泥に限る)	-----	4.59(t/日)	第00177号	平成12年11月 1日
					平成10年 8月 3日
溶融	特定有害産業廃棄物(別表1の燃え殻、1,4-ジ材料を除く汚泥、鉍さい、ばいじんに限る)	-----	0.13(t/日)	-	昭和51年 4月 1日
			0.05(t/日)		-----
不溶化	特定有害産業廃棄物(別表1の燃え殻、汚泥、ばいじんのうち、鉛またはその化合物、六価クロム化合物に限る)	-----	0.25(t/日)	-	昭和51年 4月 1日

(以上のとおり)